

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 外資系企業におけるインボイス対応

2023年10月1日よりインボイス制度が開始しています。このインボイス制度の導入に伴い、事業者は様々な対応が必要となりますが、今回はその中でも外資系企業におけるインボイス対応について、整理してみました。

外国語や外貨で表示されたインボイス

外貨建取引で発行するインボイスは、原則として外国語や外貨による記載が認められています。ただし、記載事項の「税率の異なるごとに区分した消費税額等」については、必ず円換算後の日本円で記載しなければなりません。¹

消費税額等の算出に係る円換算の方法

消費税額等の算出については、①税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税抜）を円換算後、消費税額等を算出する方法、②税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税込）を円換算後、消費税額等を算出する方法、③税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税抜）から計算過程の消費税額等（外貨）を算出後、円換算する方法、④税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税込）から計算過程の消費税額等（外貨）を算出後、円換算する方法、①から④のそれぞれが認められています。¹

なお、消費税額等の算出に係る円換算の方法は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額を円換算する際の取扱いの例により行うこととなりますが、適格請求書等を交付するときにおいて、所得税又は法人税の例により円換算することが困難な場合における消費税額等の算出に係る円換算の方法は、例えば、適格請求書等を交付する日における換算レートや決済日における換算レート等を継続して使用するなど、合理的な方法によることも認められています。¹

円換算の際に使用する換算レート

売手の資産の譲渡等の対価の額と買手の課税仕入れに係る支払対価について、円換算する際に使用する換算レートは、原則として電信売相場場の仲値（TTM）で円換算して記載することとされています。一方、継続適用を条件として例外的に電信買相場（TTB）と電信売相場（TTS）を採用することが認められています。従って、売手と買手の双方が原則及び例外の適用が認められていることとなるため、例えば、買手は仕入れについて例外の電信売相場（TTS）を採用しているところ、売手が原則の電信売相場場の仲値（TTM）を採用しているといったように、売手と買手で採用する換算レートに差異が生じることがあります。双方の換算レートに差異が生じる場合、仕入税額の計算上、いずれのレートを使用するかは、①請求書等積上げ計算を適用する場合、②帳簿積上げ計算を適用する場合、③割戻し計算を適用する場合、①～③のいずれの計算方法を適用するかによって異なる点、留意する必要があります。²

インボイス制度におけるリバースチャージ取引

事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者（課税売上割合が95%未満の事業者を前提）は、その支払対価の額を課税標準として、消費税の申告・納税を行います。また、他の課税仕入れと同様に、特定課税仕入れについては仕入税額控除の対象とすることができます（リバースチャージ方式）。ここで、一般的な課税仕入れについては、仕入税額控除の適用を受けるためには帳簿及び請

¹ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（令和5年10月改訂分、以下同じ）」問68

² 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」問127

求書等の保存が必要となりますが、特定課税仕入れについては一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができます。インボイス制度が導入された後についても、この適用関係に変更はなく、令和5年10月1日以降もこれまでどおり帳簿の記載のみで仕入税額控除の適用を受けることができます。³

登録番号のないインボイスを受領した場合

売手から登録番号のないインボイスを受領し、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた場合、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うが認められています。この場合、事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要となり、保存できなかった場合には、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えないとされています。⁴

お見逃しなく！

インボイス制度が導入された2023年10月1日以降、6年間は仕入税額控除の経過措置が設けられているため、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入があったとしても、2023年10月1日から2026年9月30日までの3年間は仕入税額の80%、2026年10月1日から2029年9月30日までの3年間は仕入税額の50%について、仕入税額控除の対象とすることができます。

従って、インボイスを受領できない場合であっても、現在と同様の請求書があれば、インボイス制度導入後の6年間はその一部について仕入税額控除の適用を受けることができます。⁵

³ 消費税法 30 条 7 項

⁴ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」問 37

⁵ 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」問 113